

【イタリア】 デジタル政策推進機関に関する法令

海外立法情報課 芦田 淳

* イタリアのデジタル政策を担う、デジタルイタリア庁（AGID）、首相府デジタルトランスフォーメーション局（DTD）、技術革新及びデジタル化担当大臣について、それぞれの設置の根拠になった法令等を時系列に沿って整理する。

1 デジタルイタリア庁

(1) 根拠法令

デジタルイタリア庁（Agenzia per l'Italia digitale: AGID）は、2012年6月22日緊急法律命令¹第83号「国の成長のための緊急措置」（以下「83号命令」）²第19条に基づき設置された公法人であり、首相又は首相から委任を受けた大臣³（以下「首相等」）の監督を受ける。

(2) 権能

AGID は、適法性、公平性及び透明性の原則を遵守し、効率性、経済性及び有効性の基準に従い、イタリアにおけるデジタル革新、行政組織等におけるデジタル技術の利用を推進するものである⁴。具体的には、①デジタル行政法典⁵実施のためのガイドラインの策定、②行政情報化のための3か年計画（以下「3か年計画」）⁶の作成とその実施検証による、情報通信技術の使用に係る行政活動の計画・調整、③3か年計画に基づいた行政機関の活動の監視と各行政機関の情報システムの費用・便益の検証、④革新のための措置・計画の準備・実現・管理、⑤デジタル文化・研究の推進、⑥中央行政機関による一定額以上の情報システム関連契約に対する専門的意見（拘束性なし）の提出、⑦3か年計画で戦略的と認定された情報システムに関連して Consip（公共機関の調達を支援する機関）等の行う入札手続の本質的要素（納入又はサービスの対象、契約の経済的価値等）に対する専門的意見（拘束性あり）の提出、⑧関係行政機関による契約の執行に対する監視の基準・方式の決定、⑨トラストサービス⁷、証明付電子メールの管理者等に対する監督等を行う。

(3) 組織

AGID は、長官、方針委員会及び会計監査委員会から成る（83号命令第21条⁸）。①長官は、技術革新の専門家で、かつ、革新のプロセス管理に高いレベルの経験を有する者の中から、首

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2020年10月13日である。

¹ 緊急法律命令とは、緊急性及び必要性の要件を満たした非常の場合に政府が制定する、法律と同等の効力を有する命令で、公布後60日以内に、国会の定める法律により承認されなければ失効する（憲法第77条第2項及び第3項）。

² D.L. 22 giugno 2012, n.83, Misure urgenti per la crescita del Paese. (convertito con modificazioni dalla L. 7 agosto 2012, n.134). 以下、URLを表記していない法令に関しては、イタリア共和国の法令ポータルサイト (Normattiva website <<http://www.normattiva.it/>>) を参照した。

³ 2019年9月以降、3で述べる技術革新及びデジタル化担当大臣を指す。

⁴ 本段落の記述は、“Competenze e funzioni.” AGID website <<https://www.agid.gov.it/agenzia/competenze-funzioni>> に基づいている。

⁵ D.Lgs. 7 marzo 2005, n.82, Codice dell'amministrazione digitale.

⁶ 直近の事例として、2020年7月、2020～2022年を対象とする3か年計画が、AGIDと2で述べる首相府デジタルトランスフォーメーション局（DTD）の協働により策定されている。“Piano Triennale per l'informatica nella Pubblica Amministrazione 2020-2022,” luglio 2020. AGID website <https://www.agid.gov.it/sites/default/files/repository_files/piano_triennale_per_linformatica_nella_pa_2020_2022.pdf>

⁷ トラストサービスとは、電子署名、電子シール、電子タイムスタンプ等を指す。

⁸ 特に注記がない限り、本段落の記述は、同条に基づいている。

相等により任命される（任期 3 年）。また、長官は、AGID を指揮するとともに、その活動に責任を負う。②方針委員会は、関係府省等の中央行政機関の代表と統合会議⁹の代表で構成される。2020 年 10 月時点の委員数は、8 名である¹⁰。委員に対して、報酬等は支払われない。同委員会は、行政の情報システム発展のための戦略的モデルについて決定し、その実施を監視する¹¹。③会計監査委員会は、AGID における法令遵守の監督等を行う¹²。

2 首相府デジタルトランスフォーメーション局

(1) 根拠法令

首相府のデジタルトランスフォーメーション局（Dipartimento per la Trasformazione Digitale: DTD）は、2019 年 6 月 19 日首相令¹³により一部改正された 2012 年 10 月 1 日首相令（以下「2012 年命令」）¹⁴に基づき設置された。2012 年命令は、首相府の諸機関について定めたものである。

(2) 権能

DTD は、デジタル技術を介して、イタリアのデジタルトランスフォーメーション及び現代化に関する統一的な戦略の決定に向けた政府の行動を推進し、かつ、調整する、首相の補助機関である（2012 年命令第 24 条の 3）。また、首相の指示を実施し、デジタルトランスフォーメーションに係る計画の調整及び執行を保障する（同条）。

(3) 組織

DTD には、2019 年 7 月 24 日首相府事務総長命令¹⁵に基づき、局長（第 3 条）、技術方針課及び行政管理課が置かれている（第 4 条）。①局長の任務は、DTD の組織及び機能を管理し、その活動及び成果に責任を持つこと、局内組織の活動を調整し、首相府の他の機関との連絡を保障することである。②技術方針課は、(2)で述べた統一的な戦略の起草及び発展のための方針決定及び調整を始め、DTD の業務の中核を担っている（第 5 条）。③行政管理課は、DTD に配分された予算で行われる措置の行政・財政・会計上の管理を始めとした任務を行う（第 6 条）。

3 技術革新及びデジタル化担当大臣

2019 年 9 月 5 日、同月 4 日に第 2 次コンテ内閣の無任所大臣に任命された P.ピサーノ（Paola Pisano）に対して、技術革新及びデジタル化という所掌が与えられた¹⁶。さらに、2019 年 9 月 26 日首相令¹⁷は、同大臣に対して、技術革新、イタリアのデジタルアジェンダ及びデジタルトランスフォーメーションの実施並びに行政のデジタルトランスフォーメーションに関する権能を委任した。また、同命令は、同大臣が、AGID を監督するとともに、委任された権能を遂行するため DTD を用いるものと定めている。

⁹ 統合会議とは、国の関係大臣並びに州及び地方団体の代表から構成され、国の活動に対する自治体の協力を推進し、共通の課題について検討するために設置された機関である。

¹⁰ “Direttore Generale.” AGID website <<https://www.agid.gov.it/it/agenzia/organi/direttore-generale>>

¹¹ “Comitato di indirizzo.” AGID website <<https://www.agid.gov.it/it/agenzia/organi/comitato-indirizzo>>

¹² “Collegio dei Revisori.” AGID website <<https://www.agid.gov.it/it/agenzia/organi/collegio-revisori>>

¹³ D.P.C.M. 19 giugno 2019. <http://presidenza.governo.it/AmministrazioneTrasparente/DisposizioniGenerali/AttiGenerali/DpcmOrganizzazione/DPCM_20190619_mod-Dpcm20121001-txt.pdf>

¹⁴ D.P.C.M. 1° ottobre 2012 (Testo consolidato riportante l'insieme delle modifiche e integrazioni intervenute sino al 19 giugno 2019). <<http://presidenza.governo.it/normativa/allegati/dpcm20121001.pdf>>

¹⁵ D.S.G. 24 luglio 2019. <http://presidenza.governo.it/AmministrazioneTrasparente/DisposizioniGenerali/AttiGenerali/DmDsgOrganizzazione/DSG_20190724_DipTrasDigIP-txt.pdf>

¹⁶ D.P.C.M. 5 settembre 2019. <<https://www.gazzettaufficiale.it/eli/id/2019/09/06/19A05569/sg>> なお、第 1 次コンテ内閣（2018 年 6 月 1 日～2019 年 9 月 4 日）において、技術革新及びデジタル化担当大臣は置かれなかった。

¹⁷ D.P.C.M. 26 settembre 2019. <<https://www.gazzettaufficiale.it/eli/id/2019/10/18/19A06465/sg>>